

子ども・子育て支援新制度に関する条例・規則について

平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度に関する条例・規則について、次のとおり整備します。

1 条例整備件数：3件（内訳 新規：1件、改正：1件、廃止：1件）

(1) 藤枝市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例（新規）**【制定理由】**

子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料について、必要な事項を定めるものです。子ども・子育て支援法では、市町村に対して、教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、法律の施行に必要な限度において、事業者（幼稚園、保育所等）や保護者等に必要な報告等を求めることができるとされています。

このことから、正当な理由なく教育・保育給付に係る調査等を拒むなどの不誠実な対応をする事業者、保護者等に対する過料に関する必要な事項を定めるものです。

【内容】

次のいずれかに該当する場合は、10万円以下の過料を処する。

- ①支給認定保護者が、正当な理由なしに虚偽の報告や答弁などをした場合。
- ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所が、正当な理由なしに虚偽の報告や答弁などをした場合。
- ③支給認定保護者が、支給認定証の提出や返還を求められているにも関わらずこれに応じない場合。

(2) 藤枝市立保育所条例の一部を改正する条例**【制定理由】**

藤枝市立岡部みわ保育園の定員について、利用実態に即した定員に改めたく提案するものです。

併せて、児童福祉法の改正により、公立保育所の利用に係る利用者負担の徴収根拠が同法から削除されましたので、市は、地方自治法における公の施設の“使用料”として徴収することとなり、地方自治法の規定に従い、その徴収根拠を条例に定めるものです。

【内容】**(1) 藤枝市立岡部みわ保育園の定員の改正**

- ・現行60人 ⇒ 改正後75人

(2) 使用料の規定を加える

- ・上限を78,000円から72,000円に改定し、具体の額については規則で定める。
- ・児童の世帯の所得状況等と子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に規定する利用者負担額を勘案する。

(3) 藤枝市保育の実施に関する条例を廃止する条例

【制定理由】

児童福祉法の規定に基づき、保育所での保育の実施基準を条例で定めていましたが、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立したことで、保育の実施基準は、子ども・子育て支援法施行規則に定められましたので、当該条例は不要となり、当該条例を廃止する条例を定めるものです。

2 規則整備件数：10件（内訳 新規：4件、改正：5件、廃止：1件）

(1) 藤枝市家庭的保育事業等設置認可に関する規則（新規）

【制定理由】

児童福祉法第34条の15第2項による家庭的保育事業等を運営しようとする者からの申請に対する設置認可にあたっての手続きについて定めるものです。

【内容】

- (1) 事業所に対する設置認可申請書の提出（第3条関係）
- (2) 設置認可に当たっての基準（第4条関係）
- (3) 認可する場合の通知（第5条関係）
- (4) 事業の休止又は廃止等の手続き（第6条関係）

(2) 藤枝市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

【制定理由】

子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項に基づき、保護者の支給認定区分に応じた保育時間を確保するため、当該規則の一部を改正するものです。

【内容】

- (1) 「保育時間」を改め、「開所時間」とします。
- (2) 開所時間を「午前7時から午後7時」とします。
- (3) 保育所の休日について、「12月28日」から「12月29日」に改めます。
- (4) 園長の専決について、藤枝市専決規程の適用条項の相違箇所を修正します。

(3) 藤枝市保育の実施に関する規則を廃止する規則

【制定理由】

子ども・子育て支援法施行規則において、保育の実施要件が規定されましたので、本規則を廃止するものです。

(4) 藤枝市子ども・子育て支援法に係る特定教育・保育施設の確認に関する規則（新規）

【制定理由】

子ども・子育て支援新制度においては、保育所や認定こども園等が、子ども・子育て支援法第27条第1項の規定に基づく「施設型給付費」の法定代理受領をしますので、施設の「確認の申請」や「みなし確認の申請」に関する所定の手続きについて定めるものです。

【内容】

- (1)確認申請書の提出（第3条関係）
- (2)確認の変更申請書の提出（第4条関係）
- (3)設置者の変更や利用定員の減少手続き（第5条関係）
- (4)確認の辞退する場合の手続き（第6条関係）

(5)藤枝市子ども・子育て支援法に係る特定地域型保育事業所の確認に関する規則（新規）

【制定理由】

子ども・子育て支援新制度においては、家庭的保育や小規模保育などの地域型保育事業所が、子ども・子育て支援法第29条第1項の規定に基づく「地域型保育給付費」の法定代理受領をします。そのため、事業所の「確認の申請」に関する所定の手続きについて定めるものです。

【内容】

- (1)確認申請書の提出（第3条関係）
- (2)確認の変更申請書の提出（第4条関係）
- (3)設置者の変更や利用定員の減少手続き（第5条関係）
- (4)確認の辞退する場合の手続き（第6条関係）

(6)児童福祉法等に基づく徴収金規則の一部を改正する規則

【制定理由】

児童福祉法の改正により、所要の手続きを行うものですが、保育所保育における利用者負担額については、子ども・子育て関連3法の制定によって、児童福祉法第56条第3項の規定による徴収すべき対象が、児童福祉法第24条第1項による“保育に欠ける児童の保育”から、改正後の児童福祉法第24条第5項及び第6項で規定する“措置入所児童の保育”に改められましたので、当該規則の一部を改正するものです。

また、本文において、現行制度との不整合の部分がありますので、併せて改正するものです。

【内容】

●児童福祉法関係

- (1)「保育の実施したとき」から「法第24条第5項又は第6項の規定による措置をしたとき」に改める。
- (2)心身障害児（者）ホームヘルプサービス事業の利用に係る利用料徴収根拠を「法56条」とする。

●知的障害者福祉法関係

- (1)心身障害児（者）ホームヘルプサービス事業の利用に係る利用料徴収根拠を「法27条」とする。

(7)子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

【制定理由】

子ども・子育て支援法施行規則が改正され、市町村が定める支給認定の期間について定めるとともに、保護者が行う申請書類の様式や申請に対する支給認定証などの様式を定めるものです。

また、保育の実施に関する規則を廃止しますので、保育所の利用に関する手続きについて定めるものです。

【内容】

- (1)保護者が行う支給認定の申請（第3条関係）
- (2)支給認定に対する認定証の交付（第4条関係）
- (3)特定教育・保育施設の利用料決定通知（第5条関係）
- (4)府令で定める市が定める期間（第6条関係）
- (5)保護者に対する現況届出について（第7条関係）
- (6)支給認定の変更申請又は申請内容の変更届（第8条、第12条関係）
- (7)保育の利用申込書及び利用決定（第14条、第15条関係）

(8)藤枝市特定教育・保育施設及び地域型保育事業所の利用者負担額を定める規則（新規）

【制定理由】

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号及び同法第29条第3項第2号の規程により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所を利用する場合の利用者負担額を定めるものです。

【内容】

- (1)1号認定（幼児教育）に関する利用者負担額を定める。
- (2)2号及び3号認定（保育）に関する利用者負担額を定める。
- (3)(2)については、保育標準時間認定と保育短時間認定のそれぞれの利用者負担額を定める。
- (4)延長保育を利用する場合の利用者負担額を定める。

(9)児童福祉法施行細則の一部改正する規則

【制定理由】

児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の事業開始届及び事業変更届、事業廃止・休止届を市長へ届け出ることとなったため、届出の様式を定める。

【内容】

- (1)放課後児童健全育成事業開始届
- (2) " 変更届
- (3) " 廃止・休止届

(10)藤枝市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

【制定理由】

児童福祉法の改正により、福祉事務所長への権限の委任事項が追加されたために改正するものです。

併せて、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に法律名が改正されましたので、規則内の文言を修正します。

【内容】

- (1)認定こども園の利用調整等に関すること
- (2)特定地域型保育事業の利用調整等に関すること。